

# 発刊にあたって

社団法人日本精神保健福祉士協会

会長 竹中秀彦

2009年12月8日の閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。そのもとで「障がい者制度改革推進会議」が、2010年1月12日の第1回を皮切りにおおむね月2回というハイペースで開催され、精力的に議論や検討が重ねられています。障害のある人が中心となって進められているこの会議の運営は、情報バリアフリーのモデルとしても、内容とともに注目されています。

会議では、障害者基本法の改正や障害者差別禁止法、障害者虐待防止法の制定など、障害のある人の権利保障に照らしたさまざまな課題が検討事項となっています。改革の実現には、法的根拠や財源確保を必要とすることも多くあります。確かなロードマップの作成やプロセスの進捗管理等、相当なエネルギーが必要でしょう。何よりも求められるのは、パラダイム（考え方）の転換です。

精神保健福祉士は、精神障害のある人の権利を擁護する専門職を自任しています。私たちは、大局的な政策動向に注目しながら、わが国において精神障害のある人々が、真に豊かな暮らしを獲得し、自己実現が可能となるように、現実の課題や状況を改善することに努めなければなりません。生活支援と権利擁護という視点から、一人でも多くの方が地域で生活できるように、地域移行支援を進めることがなによりも急務です。

精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることを実現するためには、地域社会全体の課題として、ボランティアや一般市民の理解や協力を得ることもまた重要となります。だれもが精神疾患にかかる可能性があるにもかかわらず、精神障害のある人との交流機会が少なく、さらに障害自体が「見えにくい」ことから、精神障害のある人に対する理解が十分に進んでいるとは言いがたい状況にあります。また、長期入院者には症状や障害だけでなく、入院による二次的な障害から社会で生活していく上でさまざまな困難を抱えている人も少なくありません。私たちが目指すのは、特別な支援や枠組みではなく、「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」という言葉に象徴されるように、市民のだれもが暮らしやすく利用しやすい街や資源づくりです。だれも排除されることのない、豊かな関係が満ちあふれる社会を目指すムーブメントを作っていきたいものです。

本ハンドブックが、「障害者の権利条約」の目的にうたわれた「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」の実現の一助になることを願っています。

最後になりましたが、本事業が独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業により遂行できましたことを、心より感謝申し上げます。